第５　田植機及び野菜用等移植機

１　適用範囲

水稲又は野菜等の苗の移植用機械に適用する。

２　一般事項

(1)　導入

ア　機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考とすること。

　中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ　引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

ウ　道路走行が可能な機械は、車両として必要な手続きを行うとともに、必要な運転免許を取得すること。

(2)　取扱説明書の熟読、保管等

　取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

　取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3)　目的外使用と改造の禁止

ア　本来の目的以外に使用しないこと。

イ　改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。

３　作業前

(1)　緊急時の停止方法の周知

　緊急時に備え、エンジンの停止方法、動力の遮断方法等を家族や作業者全員が確認しておくこと。

(2)　適切な服装、保護具の着用等

　裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

　機械へ巻きこまれる恐れがある作業では、手袋を着用しないこと。

(3)　体調

　体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

　疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4)　天候

　悪天候の際に、無理して作業しないこと。

(5)　点検、整備

　使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

4　運転操作

(1)　乗用型機械への乗り降り

ア　原則として、機械を背にして乗り降りはしないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥は随時取り除くこと。

イ　転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはしないこと。

(2)　乗用型機械の運転席まわり

ア　ハンドル、座席は、操作上の最適位置に調節すること。ペダルを踏む妨げになり危険なので、足元に物を置かないこと。

イ　作業者の乗車位置以外の部分に人を乗せないこと。

(3)　エンジン始動

ア　エンジンの始動は、事前に周囲をよく確認し、共同作業者がいる場合は合図を行い安全を確認してから、変速位置が中立位置に、各種作業クラッチレバー等が停止の位置にあり、駐車ブレーキが掛かっていることを確認した上で行うこと。

　乗用型機械では、これらの操作を必ず運転席に座って行うこと。

イ　リコイルスターターを引くときには周囲にぶつからないか確認すること。

(4)　走行、駐車時の注意

ア　発進は、周囲に合図をして安全を確認した上でゆっくり行うこと。

イ　転落の恐れがあるので、座席以外の部分には乗らないこと。

ウ　転倒の恐れがあるので、急旋回はしないこと。特に、苗や肥料の積載によって重心が高くなっているときには注意すること。歩行型機械の場合、坂道では、操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。

エ　凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。

　傾斜地、坂の途中で、変速操作をしないこと。

オ　転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えの際は直角に行い、段差が大きい場合には歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。

　また、ほ場の出入口のスロープを上る場合では、前輪が持ちあがったり、滑りやすいので後進で、降りる場合は前進で、ゆっくり走行すること。その際、植付部自動水平装置等は切っておくほか、補助苗載せ台、肥料ホッパーに苗や肥料等を積載していると不安定となるので、あらかじめ物を降ろすこと。

カ　衝突の恐れがあるので、移動時には、折りたたむべきところは折りたたみ、装着すべき防護カバー等は装着すること。

キ　挟まれる恐れがあるので、歩行型機械の後退発進時には背後に障害物がないことを確認すること。また、ビニールハウス等の施設内で作業を行うときは、配管、支柱、誘引ワイヤーなどの障害物に注意すること。

ク　機体から離れるときは、平坦地を選び、昇降部を下げ、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけ、キーも抜いておくこと。

　また、燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。

(5)　道路走行時の注意

ア　道路を走行できないものは、トラック等で運搬すること。

イ　交通事故の恐れがあるので、夜間走行では、灯火類を点灯し、必要に応じて低速車マーク、反射板、反射シール等により目立つようにするとととともに、最大幅が遠くから確認できるようにすること。

ウ　旋回不能になるので、デフロック付き機械の場合、道路走行時にデフロックをかけないこと。

左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを確実に連結すること。

エ　原則として路肩を走行しないこと。やむを得ず路肩を走行する場合には、軟弱でないか十分確認すること。

(6)　燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7)　機械の運搬

トラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア　準備

(ｱ)　運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。

(ｲ)　歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角度15度以下になるよう長さが運搬用車両の荷台高さの４倍以上あるものを使用すること。歩み板のフックを確実に運搬用車両の荷台にかけること。

イ　積み下ろし

(ｱ)　誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(ｲ)　積み下ろしは、アタッチメント等の状態を考慮し、前後進どちらか適切な方向で行い、極力低速で走行し、歩み板の上では、操向、クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。また、自動水平制御装置付きの機械は、機体が急に傾いて転倒する恐れがあるので、その機能を切って行うこと。

(ｳ)　運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。

ウ　機体の固定

駐車ブレーキをかけ、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ　運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

5　作業中

(1)　転落、転倒防止

ア　足に泥がついていると特に滑りやすいので、よく落してから乗車すること。また、苗箱の積み込みで畦畔を歩行するときにも、注意すること。

イ　暗渠敷設の後には溝跡が軟弱であるので、補助車輪を付ける等して車輪を落とさないよう走行すること。

(2)　巻き込まれ、挟まれ防止

ア　植付爪に石、ワラ等異物をかみ込んだ場合には、エンジンを止め、作業部が停止してから除去すること。

イ　不用意に植付部の下に入ったり、足を踏み込まないこと。植え付け部の下に入る場合は、必ず昇降部落下防止装置を固定にしてから行うこと。

(3) 資材の取扱

ア　苗マットや肥料袋の取扱いは、腰を痛めないように注意しながら行うこと。

イ　施肥機や農薬散布機を併用する場合には、資材の説明書をよく読み適切に使用すること。

(4) その他

ア　土中には雑菌が生息しているので、負傷した場合にはすぐ消毒すること。

イ　歩行型機械の場合には、長時間の歩行により疲労しやすいので、休憩を多めにとり疲労の蓄積を少なくすること。

6　作業後

(1) 点検・整備

ア　作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、エンジンを停止させ、可動部が停止してから行うこと。なお、点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

イ　昇降部を上げて点検するときは、ロックを掛ける等の落下防止措置を施すこと。

ウ　バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(2) 機械の管理

ア　管理のための記録等

(ｱ)　運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

(ｲ)　法律に基づく点検は必ず受けること。法律の規定がなくても、年に１回は認定整備施設等で整備すること。

イ　機械の保管

(ｱ)　格納庫は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。

(ｲ)　機械は昇降部を下げ、キー抜いて保管すること。

(3) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。